

農業委員会費補助金（継続）

1. 趣旨

農業生産力の増進と農業経営の合理化を推進するため、農地法等に基づいて土地の農業上の利用関係の調整等を行うに際して、農業委員会が行う和解の仲介及び標準小作料の改訂等に要する経費を地方財政法（昭和23年法律第109号）第10条の4の規定に基づき補助する。

2. 事業内容

（1）農地調整事務処理事業

農業委員会が、農地法第43条の2の規定に基づく農地等の利用関係をめぐる紛争についての和解の仲介、並びに要件を欠くおそれのある農業生産法人に対する勧告及びその事務所への立入調査等を行う。

（2）標準小作料改訂事業

農業委員会が、農地法第23条に基づき、農地の賃貸借にかかる小作料が耕作者の経営の安定を図る水準となるよう、地域の実情に応じて、小作料の標準となるべき額を設定・改訂する。

3. 事業実施主体 農業委員会

4. 事業実施期間 昭和43年度～平成22年度まで

5. 補助率 10/10

6. 平成18年度概算決定額	129,258（137,392）千円
（1）農地調整事務処理事業費	78,014（79,160）千円
（2）標準小作料改訂事業費	51,244（58,232）千円

〔担当課：経営局構造改善課〕